

# 序 章

# 序 章

## 序-1. 計画作成の背景と目的

### (1) 背景

柏市内には、約3万8千年前の旧石器時代以降、人々が連綿と生活を営んできた痕跡が各地で確認されており、発掘調査の対象となる中世までの遺跡数は500か所を超える。このことは、柏市が豊かな自然環境や食料資源に恵まれてきたことや、水運や陸運の要衝として好適な立地条件にあったことがその背景としてあろう。

人々の生活の営みの証である有形・無形の文化財は市内各所に残されており、指定・登録文化財の数は、国重要文化財、千葉県指定文化財、柏市指定文化財、国登録文化財など総数42件にのぼる。このほか、未指定・未登録の文化財は、現在把握しているものだけでも約3万9千件を数え、把握しきれていないものは更に相当数あるものと思われる。この膨大な数の多種多様な文化財の数々が地域の景観を形作っている。何気ない身近なこれらの景観を地域にとってかけがえのない重要なものとして捉え、本書ではこれらを「文化遺産」として定義した(P.3 序-2 参照)。

これまでの本市における文化財行政は、戦後の高度成長期以降、首都圏のベッドタウンとして、バブル崩壊後も休みなく続いた大規模開発に伴い、埋蔵文化財調査の発掘調査に明け暮れてきたと言え、その調査地点は1,500か所を超える。この間、市街化区域では都市化に伴い多くの多様な文化遺産が失われたことにより街の景観は大きく様変わりした。また、そこに移り住んできた新住民の多くは、「柏都民」と呼ばれる首都圏に通勤するビジネスマンで、現役中に郷土の歴史を顧みる余裕は殆どなかったと思われる。

さらに、近年は市街化調整区域においても文化財を取り巻く環境は大きく変容している。これまで、農村の原風景とも言うべき農地や共有地、山林、屋敷地などの風景やそれを構成する文化遺産、地域の祭り、年中行事などを良好に維持してきた農村コミュニティや文化財所有者から、継承や維持管理が困難になった旨の相談が急増してきている。これらの変化は非常に早いスピードで進行しており、とうてい行政の予算と人員だけでは対応できない状況となっている。

一方、平成30(2018)年度に文化財所有者の意向により伊藤家住宅・染谷家住宅が国の登録有形文化財に登録されたり、江戸後期創業の橋本旅館の建造物(昭和初期建築)が活用されるなど所有者側からの積極的な動きが出始めた。また、退職後に地域の歴史に興味を持った方々が集う市民活動団体が主催するフットパスツアーが開催されるなど、文化遺産を保存・活用しようとする機運は少しずつではあるが高まりつつある。

また、平成30年(2018)6月8日付けで文化財保護法(以下、「法」という)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成31年(2019)4月1日付けで施行された。この法改正では、未指定を含めた有形・無形の文化財の総合的な調査を実施し、地域における歴史文化の特徴を把握することの重要性や、これらの文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組む枠組みづくりの必要性が説かれた。

この法改正を受けて、千葉県では令和2年(2020)10月に「千葉県文化財保存活用大綱(以下、「大綱」という)」が策定されている。大綱は、県内市町村が文化財保存活用地域計画の作成をするにあたり、それぞれの市町村の独自の魅力を活かしながら、一方で相互に矛盾なく文化財保護に取り組むための共通の基盤として、千葉県教育委員会が示したものである。

こうした本市の状況を鑑み、また法制度等の整備を受けて、地域が主体となって、行政や様々な関係団体、市民と連携し、文化財を保存・活用していく仕組みづくりを目的とし、「柏市文化財保存活用地域計画」の作成を行うこととした。

## (2) 目的

柏市は、市内各地域の文化遺産を活かしたまちづくりを進めるためのマスタープラン、アクションプランとして法第183条の3に基づいて「柏市文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」という。）を作成する。文化遺産は、地域の特色を色濃く反映しているものであり、地域のアイデンティティを形成する重要な要素である。

本地域計画の構成は、第1・2・4章で未指定を含めた文化遺産の状況や既往調査の結果をまとめ、自然や地理・歴史の概要を整理した上で、第3章で本市における歴史文化の特徴を抽出する構成となっている。このことにより、文化遺産の価値を市民と共有することで、郷土への愛着と誇りの醸成につなげようとするものである。

また、第5章では本地域計画における目指すべき将来像に向けての現状と課題を提示し、課題を解決する方針を定めた。第6章ではこれらの方針に基づく具体的な措置も示している。さらに第7章ではこれらの文化遺産を、市民に理解しやすい形で関連文化財群に関するストーリーや文化財保存活用区域として設定し、ストーリーや区域に関連する文化遺産の保存・活用事業を紐づけた。これらの事業は、地域総がかりで、行政や様々な分野の関係者が連携して行うことにより、文化遺産を将来にわたり持続的に継承していくことを目的とする。

また、これらの活動が、柏を訪れる人々や柏に住う人々の増加につながり、さらに観光や商業の振興、農業や産業の振興、文化遺産を活かしたまちづくり推進の原動力となり、最終的には文化遺産の保存・活用事業の促進へとつながる好循環を作り出すことも目的である。

## 序-2. 本計画で対象とする文化遺産

文化財保護法第2条における「文化財」は、「有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群」の6類型からなり、我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものなどを指し、指定、選定、登録、選択等により保護を図っている。また、「埋蔵文化財、文化財の保存技術」についても保護の対象としており、これらを中心に文化財保護行政を進めてきた。

今般、本地域計画を作成するにあたり、市域の文化財の保存・活用を行う団体、文化財所有者など多くの方々のヒアリングをおこなった。この中で、多くの方々が後世に残したいものとして挙げたものは、指定・登録された文化財ではなく、何気ない風景、例えば手賀沼や里山の風景などの日々目にしている生活空間であった。

地域にある鎮守の森や寺院の庭、谷津田、斜面林、路傍の石仏、地域の生活にリズムを与える盆暮れの行事、春や秋の祭り。このほか、郷土料理や方言、水田に響くカエルの声、夏山の虫の声、小川のせせらぎなども含めこれらの構成要素は、その地域を生き生きとした魅力ある生活空間とする装置とも言える。これらの生き生きとした生活空間は、人々に潤いをあたえ、その土地に住むことを誇りに思わせてくれる、過去の人たちが力を出し合い生み出した素晴らしい知恵の産物である。

本地域計画では、柏に住む人にとって当たり前のようにあるもの、実はそれがかけがえのないものであるが、これら先に挙げた地域のアイデンティティともいえるべき生活空間を構成する要素を「文化遺産」として、文化財指定の有無を問わず一体的に包括し、保存・活用の対象とする。具体的には、先に述べた生活空間を構成する要素のうち、文化財6類型と「埋蔵文化財」、「文化財の保存技術」に加え、これら6類型に当てはめられない構成要素を「その他」として保存・活用の対象とした。

また、本書で示す「歴史文化」の定義は、「文化遺産」とそれを取り巻く自然環境や「文化遺産」で構成される景観、「文化遺産」を支える人々の活動等の周辺環境とが一体となったものとする。

【参考文献】西川幸治、昭和61年（1986）、「基調講演・地域文化財の保存修景計画」『21世紀の思索 地域の文化財』、(財)九州大学出版会

# 柏の 歴史文化

支える人々の活動※



図序-1：本地域計画で対象とする文化遺産

6 類型の複数箇所に分類可能な未指定文化財は、その文化財の特徴を最も示す 1 か所に振り分けた。

- ・近代化遺産は、記念物（遺跡）として指定される例もあるが、本地域計画では便宜上、有形文化財（建造物）に分類した。
- ・石造物（石仏・道標・墓石等）には、有形文化財（美術工芸品）、民俗文化財（有形民俗文化財）、記念物（遺跡）等として指定される例もあるが、本地域計画では便宜上、一括して有形文化財（建造物）に分類した。
- ・絵馬・仏具・神具は、有形文化財（美術工芸品）として指定される例もあるが、本地域計画では便宜上、民俗文化財（有形の民俗文化財）に分類した。
- ・埋蔵文化財は、記念物（遺跡）に分類した。

※文化遺産を支える人々の活動を示すものとして、第 5 章に記す、文化遺産の保存・活用の方針を記載した。

### 序-3. 本計画の位置づけ

#### (1) 上位計画との整合性

本地域計画は、国や県の計画、市の最上位計画である「柏市第五次総合計画」に基づき、市の芸術文化に関する部門計画である「柏市芸術文化振興計画」や、「都市計画マスタープラン」などの他の分野の関連計画との整合や連携を図り作成する。また、「千葉県文化財保存活用大綱」を勘案して作成をする。

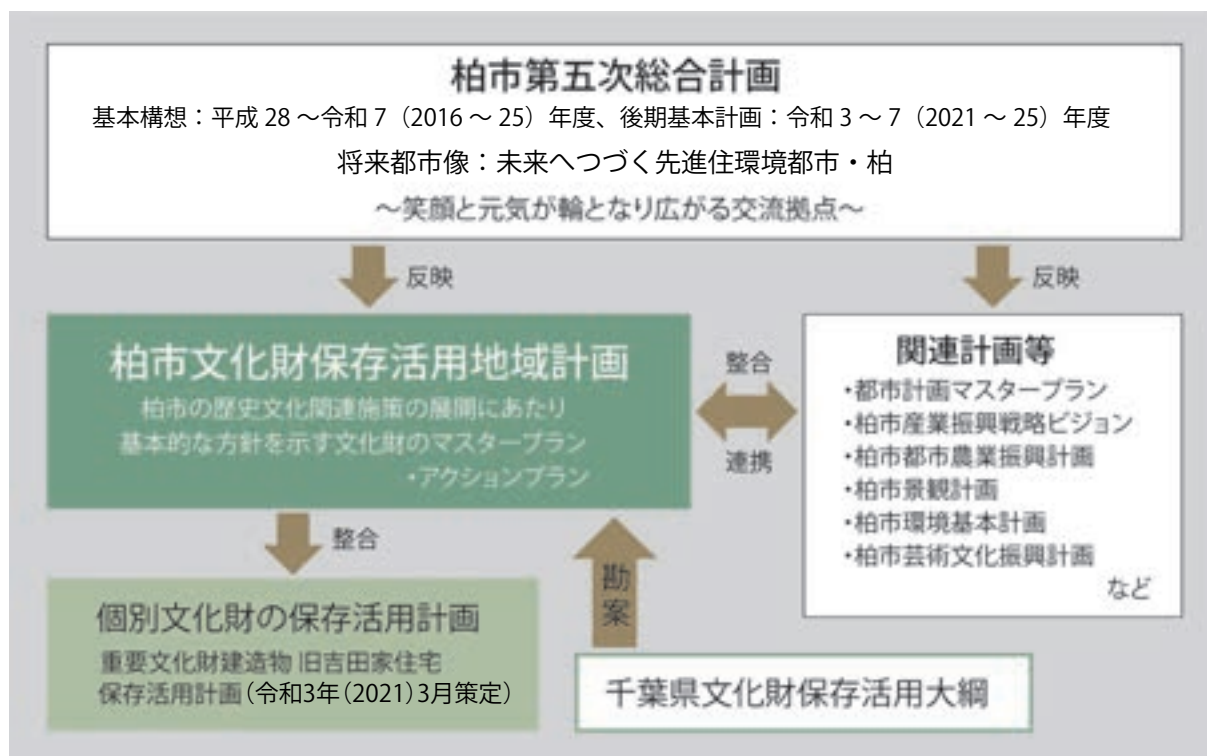


図 序-2：柏市文化財保存活用地域計画の位置付け

#### (2) 関連計画との相関性

県の大綱や、上位計画である柏市総合計画、ほか関連計画と本地域計画の関連性について記す。

##### ◆千葉県文化財保存活用大綱

担当課：千葉県教育委員会、策定年：令和2年（2020）10月

期間：設けない。（ただし、社会の変化や本県の総合計画の改定等を踏まえ、必要が生じた場合は、随時見直しを図る）

##### 計画概要

平成30年（2018）改正の文化財保護法において計画的な文化財保護の推進を目指し、都道府県は「文化財保存活用大綱」を、市町村は「文化財保存活用地域計画」を作成し、それぞれが域内の文化財の保存と活用を主体的に推進するという制度が設けられた。県内市町村が地域計画を作成するに当たり、それぞれの市町村の独自の魅力を活かしながら、一方で相互に矛盾なく文化財保護に取り組むための共通の基盤として、千葉県教育委員会が示すものであり、本県における文化財の保存と活用の基本的な方向性等を示すものである。

##### 地域計画との関連概要

大綱では、「県民一人一人が文化財の魅力を知り、守り、次世代につなげ、活用することで、豊かな県民文化を育む。」を目指す文化財の保存・活用の将来像とし、以下を設定している。

【文化財の保存・活用の基本的な方針】 ●文化財の理解促進と魅力の周知などの普及啓発活動を強化します ●継続した調査を行い、保存・活用すべき文化財の把握に努め、指定等を推進します ●計画的な保存・修理等により、価値の維持に努めます ●文化財の保存・継承への取り組みを推進し、そのための体制を整備します ●地域連携を推進し、県民一人一人が参画する文化財の保存・活用を図ります ●文化財の観光振興等への活用を推進します ●県と市町村が優先的に取り組むテーマを定め、連携して取り組みます

【県と市町村が優先的に取り組むテーマ】 ●千葉県（柏市）の歴史と文化を考える上で欠くことができない文化財に関する保存・活用 ●千葉県（柏市）の自然を考える上で欠くことができない文化財に関する保存・活用 ●千葉県（柏市）を特徴付ける名勝地及び景観に関する保存・活用 ●文化財保存活用地域計画等を通じた計画的な文化財の保存・活用

## ◆上位計画

### 柏市第五次総合計画

担当課：経営戦略課，策定年：平成 28（2016）年

基本構想期間：平成 28～令和 7（2016～25）年度，後期基本計画期間：令和 3～7（2021-25）年度

#### 計画概要

必要となる取り組みや事業を計画的かつ戦略的に推進できるようまとめ、市民・企業・学校・行政などがまちづくりの方向性を共有し、進むべき方向を示す羅針盤となる総合的かつ最上位の計画。

#### 地域計画との関連概要

【基本構想】 目指す将来像の設定にあたっての基本的な考え方は「地域資源が活かされ、人が住まい、集うまちとなること」とし、「本市の将来の姿を考える出発点として、子どもたちが固有の歴史文化や風土、良好な教育環境の中で、本来の様々な分野の担い手に育ったり、心を癒し潤す恵まれた自然の豊かさ等がまちづくりに活かされたりしていることで、個々人の誇りや地域への愛着が高まり、長く住み続け、集いたくなるまちとなることが本市の理想の姿」としている。

【後期計画】 「分野別方針 3 経済・活力」では「対応方針 3-1 街の魅力・活力」のひとつに「手賀沼と周辺に点在する地域資源を一体的に活用し、市内外から多くの人々が訪れる拠点にします」と挙げる。

「分野別方針 4 地域のちから」では目指す状態のひとつに「文化芸術活動やスポーツ活動等に誰でもアクセスしやすく、地域や市への愛着が醸成される社会」を挙げる。「対応方針 4-1 地域活動」のひとつに「地域特性に合わせた活動拠点の維持・整備」を挙げ、「対応方針 4-3 生涯学習」のひとつに「多様な主体による地域課題の解決に向けた学びと活動の場づくりを進め、地域活動の担い手となる人材の発掘・育成に取り組みます。」としている。

「分野別方針 5 環境・社会基盤」では目指す状態のひとつに「豊かな自然環境を未来にわたり守り、都市と自然が調和するまち」を挙げ、「対応方針 5-1 環境共生」のひとつに「水辺・樹木の保全や市民協働による生物多様性の保全を推進します。」、「対応方針 5-2 都市空間」のひとつに「法制度の活用、市民活動との連携やカシニワ制度の活用など、フレキシブルな対策により、空家空地対策や樹林地保全対策を推進します。」と挙げる。

## ◆都市計画系 関連計画

### 柏市都市計画マスタープラン

担当課：都市計画課，策定年：平成 21（2009）年 6 月（平成 30 年（2018）4 月改訂）

期間：平成 30～令和 19（2018～37）年度

#### 計画概要

都市計画法第 18 条の 2 第 1 項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村ごとに定める計画であり、その役割は、以下の通りである。①都市の将来像の提示②本市が定める都市計画の方針の明示③都市全体としての都市づくりの総合性・一体性の確保④住民の理解・具体の都市計画の合意形成の円滑化

#### 地域計画との関連概要

都市づくりの理念に、地域の資源や特性を活かしてまちづくりを進めることを挙げる。全体構想において地域特性を踏まえた 7 つの地域を設定する。その内、「ふれあい交流拠点」は、手賀沼周辺の観光資源等へのアクセス性の向上に向けたターミナル機能の導入を目指す。また、「水辺と緑の拠点」は、都市環境、生物多様性、レクリエーション、防災、景観に大きく寄与する役割を担うものとし、市民の様々な利用や活動の中心となる大規模な公園等の緑のオープンスペースなどを水辺と緑の拠点として位置付け、今後もこれらの保全、整備、活用を図る、としている。また、分野別の方針では、土地利用において、自然・田園系地域の保全を示し、市内のオープンスペースにおいては「本市を特徴づける骨格となる緑や、人々の営みによって古くから育まれてきた里山、歴史的な景観を伝える緑などを次代へと継承するために守っていきます。」としている。地域別の構想は、上記の事項を反映し、中圏域（7 地域）の地域区分ごとに地域の特性を踏まえ、方針を示している。

### 柏市立地適正化計画

（都市計画マスタープランの一部。住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための実行計画）

担当課：都市計画課・住環境再生，策定年：平成 30（2018）年 4 月（令和 4 年（2022）4 月改定）

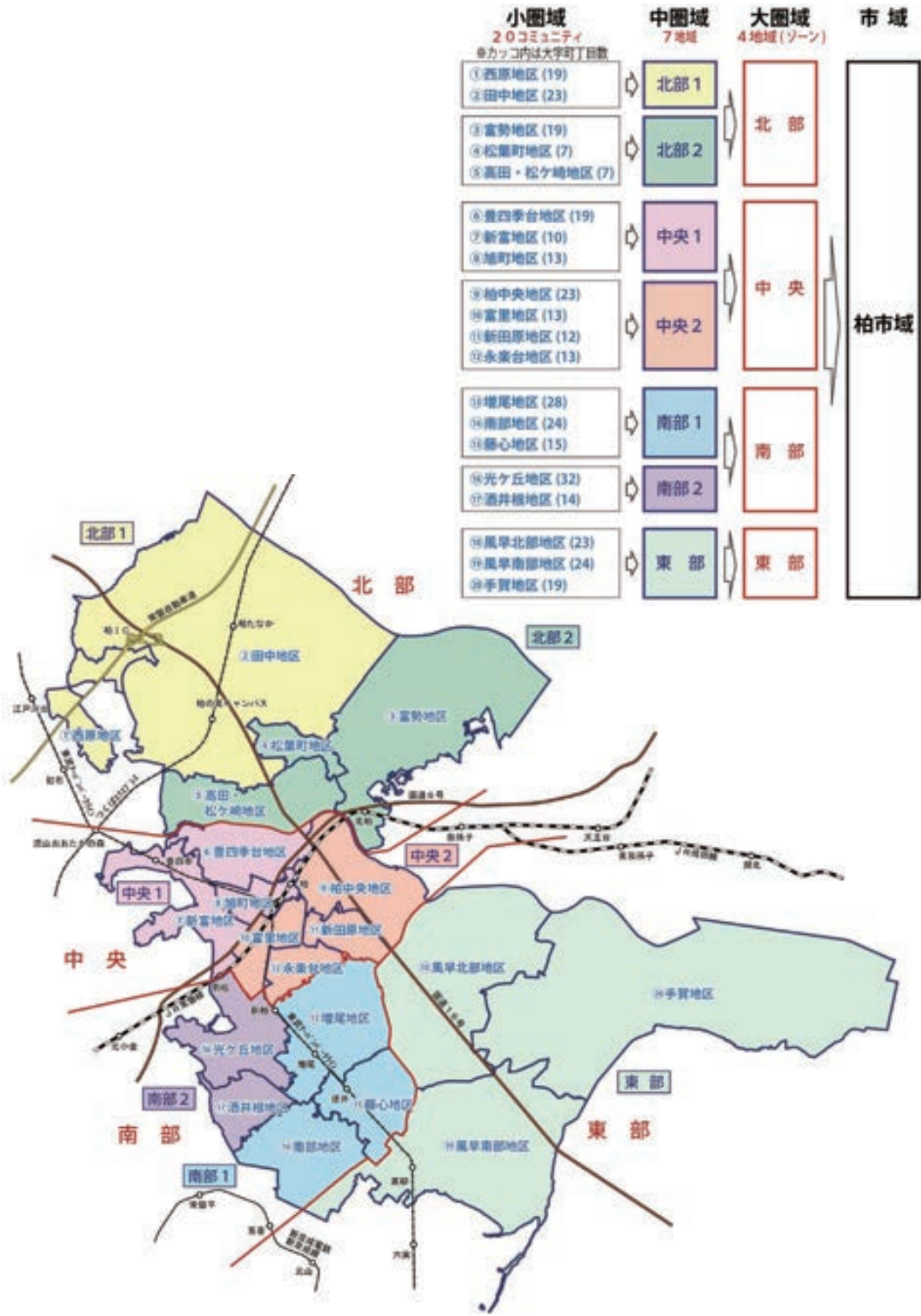
期間：平成 30～令和 19（2018～37）年度

#### 計画概要

人口減少・少子高齢化が進む社会情勢の中でも、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するため、福祉・医療・子育て等の市民生活に関わる様々な分野との連携により、都市機能や居住の誘導、公共交通の充実を目指す計画。

#### 地域計画との関連概要

「居住」をテーマとした施策・誘導方針を「地域の特性を活かし、良好な住環境形成に向けた世代構成バランスの確保」とし、マッチング制度等を利用した空地活用施策の推進、団地ストック等の活用・再編施策の推進等を施策に設定している。



図序-3：都市計画における地域区分（柏市都市計画マスタープランより一部拡大し転載）

## 柏市景観計画

担当課：都市計画課・住環境再生課，策定年：平成 19（2007）年 11 月（平成 31 年（2019）2 月改訂）  
期間：平成 20（2008）年度～設定なし

### 計画概要

景観法第 8 条に基づいて「景観行政団体」が定める良好な景観の形成に関する計画。計画に基づき、柏らしさ・地域らしさを活かした景観まちづくりを進め、良好な景観の形成を図る。

### 地域計画との関連概要

基本理念：みんなで守り育てたい，緑・水に縁どられた，なつかしくて新しい（まち）柏  
基本目標：「柏らしさや地域らしさ（自然，歴史，それ以外で今市民などに親しまれている良さ）を理解し，継承するということが柏の景観づくりの基本に据えられるようにしていくことを目指す。  
「地域別景観形成ガイドライン」では、「共通ガイドライン」として「地域の特性を活かし，周囲の景観と調和するよう配慮する」こととしている。また，市内を地域特性ごとに分けた 6 つの地域のうち，特に自然環境や歴史に関連する地域として，河川・水辺，田園や谷津田，昔ながらの集落，文化的歴史的景観資源が点在する地域である「自然・田園系地域」を設定しており，各地域の景観づくりに係わる配慮事項である「地域ごとのガイドライン」において，以下の 3 つのポイントの下に自然・田園風景を可能な限り保全し，地区の歴史資源を尊重した景観づくりを行う具体的なガイドラインを示している。①地形や自然条件により形成された空間の基本構成を大切に②美しい集落景観の維持と歴史的資源を活かした景観づくり③個から始める景観づくり

## 柏の葉国際キャンパスタウン構想

関係部署：北部整備課，策定年：平成 20（2008）年（平成 26 年（2014）3 月充実化，令和 1 年（2019）11 月改訂）  
期間：平成 20（2008）年度～設定なし

### 計画概要

まちのポテンシャルを最大限に生かして社会課題解決モデル都市づくりを実践するための構想。

### 地域計画との関連概要

「環境と共生する田園都市づくり」の重点施策に「公共空間整備を通じた骨格的な緑地ネットワークの保全・創出」に「野馬土手遊歩道周辺の緑地環境の保全・創出」等，目標 5「健康を育む柏の葉スタイルの創出」の重点施策「地域の農と食の文化の育成」，目標 6「公・民・学連携によるエリアマネジメントの実施」の重点施策「地域の祭りや文化的な催事を活性化し独自の文化と愛着を育む」を挙げている。

## 柏たなか駅周辺地区整備方針

関係部署：北部整備課，策定年：平成 28（2016）年  
期間：平成 28（2016）年度～設定なし

### 計画概要

柏たなか地区まちづくり検討協議会が，柏たなか駅周辺の宅地，1 号近隣公園及び 2 号近隣公園等を含むエリアのまちづくりについて議論し，策定した。  
拠点間を結ぶネットワーク景観の形成，土地利用・公共施設の整備の方針を位置づけ，コンセプトとなる「健康とやすらぎのまちー柏たなか」を目指す活動の指針とするもの。

### 地域計画との関連概要

まちづくりの方向のひとつに，「農あるまちづくり」活動の継承と，オープンスペースネットワークの形成として歴史・伝統，公園・緑地環境の充実を挙げ，地区内外ネットワークとして「旧吉田家住宅や吉祥院など地域の歴史的資源を巡る地区内外にわたる歩行者，自転車ネットワークであるふるさと散歩道を継承・充実すること，水と緑のネットワークとして「近隣公園，川端調整池を水と緑の拠点とし，地区拠点である柏たなか駅から回遊できる歩行者・自転車ネットワークを形成し，広大な田園風景が広がる利根川遊水地と動線上の連続性をもたせることによって，周辺地域と一体となる緑豊かな空間を形成すること」を示し，景観形成の方針も示している。

## ◆産業系 関連計画

### 柏市観光基本計画

担当課：商工振興課，策定年：平成 26（2014）年 3 月  
期間：平成 26～令和 5（2014～23）年度

### 計画概要

市民との協働や関係団体，民間事業者との連携体制を強化し，観光資源の魅力を高めて交流人口・昼間人口を増加させ，地域経済を活性化することにより，豊かな生活環境の造成を図ることを目的とした計画。

### 地域計画との関連概要

施策の方向性のひとつ「市域を超えた広域連携」において「手賀沼等，より広域な取り組みが求められている観光資源については（略）周辺自治体と協力しながら観光振興に取り組む」と示し，柏市全域での取り組みの推進策のひとつに「歴史文化財，文化芸能の保全とシビックプライドの定着」を掲げる。



## 柏市産業振興戦略ビジョン

担当課：商工振興課，策定年：平成31（2019）年3月，  
期間：平成31～令和5（2019～23）年度

### 計画概要

これまでの取り組みや新たな社会構造・産業構造の変化を勘案し、柏市の強みを活かした産業の中長期的な方向性を示すため策定。

### 地域計画との関連概要

柏市が目指す産業の基本理念を、「先端産業と地域産業をむすび、産業振興を通じて新たな価値を生み出す価値創出都市「柏」と示し、ベンチャー支援・産業育成を通して新産業の創出に加えて、「鎌倉時代末期創建の神明社や明治初期建造の旧手賀教会堂など由緒ある社寺や史跡が残存するなど歴史的・文化的側面を有する手賀沼等の観光資源」等「産業ポテンシャルを活かし、柏市産業のさらなる発展を図るために、地域資源を活かした魅力の創出や業種の垣根を越えた連携による新ビジネス・新産業の創出を目指します。」とする。

各施策の取り組み「戦略3 地域資源を活用した魅力創出と地域ブランドの確立」に、今後の検討事業例として「自然・農業・歴史文化等のイベントや観光を通じて、手賀沼地域や東部地域の地域資源や魅力をより活かすため、整備と情報発信を行う」を示す。

## 柏市都市農業振興計画

担当課：農政課，策定年：令和3（2021）年3月  
期間：令和3～7（2021～25）年度

### 計画概要

今後の農業の方向性や施策をわかりやすく示すとともに、推進体制を整え、本市の農業が目指す将来像を実現するために策定するものである。

### 地域計画との関連概要

重点課題3で「地産地消の推進」、重点課題5で「農地と生産環境の維持」を示す。

農業振興施策の柱3では「マーケットインにより生産と消費を拡大する」では地産地消の拡大、ブランド化の推進、安全・安心な農業生産の拡大、6次産業化の推進を施策とし、施策地産地消の拡大では、「道の駅しようなんを拠点とした地産地消の推進」で「手賀沼アグリビジネスパーク事業」の取り組みの継続・発展を示し、加えて「あけぼの山農業公園を拠点とした地産地消の推進農業活性化」を取り組みの主な事業としている。

施策の柱4「営農環境と社会的機能を維持する」では荒廃農地対策の推進、営農環境の維持、農地の保全、農業の理解・啓発を施策としている。農地の保全においては、市街化調整区域内農地の保全と活用を挙げ、「市街化調整区域は、農業生産以外にも、豊かな田園風景や多くの生き物が息する場として親しまれている。」「特に谷津田については荒廃農地化する例も多いことから、収穫体験や生態系教育の場などとしても広く活用できるよう、関係部署と連携して保全に向けた支援を行う。」とする。

## ◆自然・環境系 関連計画

### 柏市環境基本計画（第三期）

担当課：環境政策課，策定年：平成28（2016）年  
期間：平成28～令和7（2016～25）年度

### 計画概要

「柏市環境基本条例第9条」に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定する計画。「柏市環境基本条例第2条」に基づき、本計画が対象とする4つの環境分野（自然環境、生活環境、快適環境、地球環境）に対し、望ましい環境像の実現に向けて基本目標を掲げている。

### 地域計画との関連概要

基本目標の「1 自然環境 2 生活環境 3 快適環境 4 地球環境」の項目のうち自然環境に対しては「多様な生物が息できる環境を目指し、豊かで魅力ある自然環境の保全に努めます。」とし、快適環境に対しては「景観や環境資源に親しみ、快適で魅力あふれる住環境の形成に努めます。」とし、自然の保全・活用を推進している。それぞれの代表的指標として「谷津田の保全協定締結率」、「緑のオープンスペースの確保」を挙げ重点プロジェクトとしている。

## 第三期 柏市地球温暖化対策計画

担当課：環境政策課，策定年：令和1（2019）年  
期間：令和1～12（2019～30）年度

### 計画概要

将来社会像に「安心で持続可能な社会を目指した低炭素スタイルの実現」を設定し、施策とその進め方を示す計画。

## 地域計画との関連概要

目標達成のための施策体系の緩和策のひとつ、エコな移動手段による外出促進では、出かけるための魅力づくりに、①自然景観や文化財などの地域資源の魅力発信とし、自然環境や文化財等の見所の紹介を挙げ「柏市は、都会的な賑わいスポットや心安らぐ自然環境、古寺名刹などにも恵まれており、魅力的な外出先が数多く存在しています。」としている。「地域資源の掘り起こしや情報発信は、市民や事業者等と協働することにより多重的に行い、旬な話題や地域の魅力を広く紹介し、外出するための動機づくりを行っていきます。」としている。

## 柏市生きもの多様性プラン

担当課：環境政策課，策定年：平成 23 年（2011）3 月（令和 4（2022）年 4 月改訂）

期間：令和 4～32（2022～2050）年度

### 計画概要

将来像に「身のまわりの生きもの多様性を知り、育み、伝えるまち柏」を掲げ、本市の生きもの多様性の保全や回復、再生を目指して市民等、事業者、行政の各主体が一体となって協働して取り組みを行うことを目指す計画。

## 地域計画との関連概要

基本方針 1 に「柏の自然を守り、育てる」とし、「利根川や利根運河、手賀沼といった水域と水辺、斜面林と湧水、水田により形成された「谷津」が存在しており、これらの水辺環境の保全に向け、水質の保全はもとより、湿地や岸辺の保全、地下水涵養の促進や生活排水対策の実施など、健全な水循環の確保を進めます。」「また、下総台地に点在する社寺林や屋敷林、農地など様々な自然があり、それを形成する優れた緑が分布しています。」「こうした水辺や緑などの自然環境は生きもの生息・生育基盤として、本市の生きもの多様性を支え、特徴づけるものであり、その保全を図っていきます。」とし、河川、湖沼や樹林地、谷津、湧水地、農地、生物等を保全し育むための具体的な施策を挙げる。また基本方針 2 を「柏の生きもの多様性を知る」、基本方針 3 を「市民が主体的に取り組む」とし、市民との関係の強化を示している。関連する「柏市谷津保全指針」（平成 28 年（2016）5 月制定、平成 29 年（2017）1 月改訂）に、谷津保全の具体的方針と保全対象地を示す。

## 柏市緑の基本計画

担当課：公園緑政課，策定年：平成 21（2009）年 6 月（令和 2 年（2020）3 月改定）

期間：平成 21～令和 7（2009～25）年度

### 計画概要

緑に関する将来の望ましい姿を定め、それを実現する緑の保全、公園の整備、公共施設や民有地の緑化、緑化意識の普及啓発などを含めた施策の方針を明らかにし、緑豊かなまちづくりを総合的・計画的に進める指針となる計画。

## 地域計画との関連概要

緑の将来像の骨格の緑に主に川沿いの水辺の地域を挙げ、緑の拠点に、増尾城跡や旧吉田家住宅などの緑と歴史的資源が残るエリアを挙げ、水辺の拠点としては利根川・手賀沼周辺のエリアを挙げる。「目標Ⅰ受け継がれてきた緑を守ります」とし「基本方針 1 骨格・拠点となる緑を守ります」の施策で骨格・拠点となる緑地、湧水、農地の保全、「基本方針 2 暮らしの中の身近な緑を守ります」の施策で身近な樹林地・湧水、農地の保全「基本方針 3 拠点の緑の整備や緑の中心市街地づくりを進めます」では「骨格・拠点の緑については、地域の自然や歴史・文化などの特性を活かし、テーマ性のある整備・活用を進めていきます。」と示す。また「目標Ⅲ未来に伝える緑を育てていきます」では人材の育成や仕組みを示す。また市内の緑の評価では、柏らしい景観の形成のひとつに「地域の歴史・文化的景観を伝える緑」を挙げ、古墳・遺跡の緑として、藤ヶ谷十三塚、松ヶ崎城址、船戸古墳群など、特徴的な緑や豊かな緑を有する社寺として、法林寺のイチョウ、柏神社のイチョウ、弘誓院のイチョウなど、また野馬土手を挙げている。

## ◆文化・教育・芸術系 関連計画

### 第 4 次柏市生涯学習推進計画

担当課：生涯学習課，策定年：令和 3（2021）年 3 月

期間：令和 3～7（2021～25）年度

### 計画概要

生涯学習のための環境を整備する計画。一人一人の学びと小さな地域貢献をきっかけに、人と人が繋がり人と地域がつながることを支援し、地域課題の解決に結びつけることを目指すもの。

## 地域計画との関連概要

取り組み方針の施策体系「もっと知りたい、つながりたい」を支援、の事業の一つに地域アーカイブ事業（図書館）が含まれる。令和 3～7（2021～25）にかけて「柏市を創ってきた近現代の活動を記録した地域資料や、市内でのみ流通する発行物など、いま収集しなければ失われてしまう資料等を収集し、整理・保存していく」

**第2次柏市教育振興計画**

担当課：教育総務課，策定年：令和3（2021）年3月

期間：令和3～7（2021～25）年度

## 計画概要

教育振興のための施策に関する基本的な計画

## 地域計画との関連概要

学校教育分野に関係する方向性のひとつに「地域・家庭とともにある学校をつくる」を掲げ、「全校が、コミュニティ・スクールとなることで、地域とともにある学校づくりを進め、持続可能な取り組みを継続していくことにより、地域の活性化につなげていきます。」と、施策展開の方向に示す。

**第5次柏市芸術文化振興計画**

担当課：文化課，策定年：令和3（2021）年4月

期間：令和3～7（2021～25）年度

## 計画概要

本市の芸術文化振興施策を円滑かつ効率的に実施するもの

## 地域計画との関連概要

第4次からの課題に「柏ゆかりの文化資源の維持・活用」を挙げており、施策の柱（2）芸術文化振興のための環境づくりでは、施策①市所蔵の美術工芸品の活用では「柏市にはかつて著名な作家が活躍されたこともありましたが、また今も地元で根付いた活動を行う美術作家が多く存在します。それらの作家及び作品を広く市民に知らせることは、市の文化の振興のみならず、市への愛着の醸成にもつながるため、寄贈作品を含めた、柏市ゆかりの美術作家を紹介する機会を継続的に設けてまいります。」とし、故砂川七郎氏から寄贈を受けた人間国宝・芹沢銈介と版画家・棟方志功作品約600点を挙げ、「引き続き適正に保存するとともに、柏市民ギャラリーや郷土資料展示室での企画展を行い、実物を鑑賞していただく機会を展示するのみならず、広く市内外に知ってもらえるよう効果的な活用を力を注いでまいります。」としている。また、施策②市内文化施設の多面的な活用では、「柏市内には数多くの文化財があります。現在も旧吉田家住宅の主屋を会場に開催する「土間コンサート」を行っていますが、今後も市の財産である文化財施設等との連携を図り、それらの施設等で文化イベントを開催するなど、芸術文化と歴史文化財の両面から柏の魅力に興味を持ってもらえる工夫をしております。」「柏市の誇る文化財施設や柏の隠れた名所と芸術イベントのコラボレーション（日本の伝統芸能や新たな芸術文化）をすることで、あらたな興味関心の開拓に相乗効果が期待できると考えています。」としている。

**重要文化財建造物 旧吉田家住宅保存活用計画**

担当課：文化課，策定年：令和3（2021）年2月

期間：令和3～13（2021～2031）年

## 計画概要

平成16年（2004）に吉田家より柏市が寄贈をうけ、柏市の所有となり、平成22年（2010）には、主屋ほか7棟（附1棟）が重要文化財の国指定をうけた旧吉田家住宅の保存・活用の方針を改めて検討し、今後の保護方針や維持管理、活用の方向性を明確にするべく、重要文化財（建造物）保存活用作成指針並びに重要文化財（建造物）保存活用計画標準計画の作成要項を指針として策定された計画。

## 地域計画との関連概要

旧吉田家住宅は、10年以上保存・活用の取り組みが行われる文化遺産の事例であり、旧吉田家住宅保存活用計画は市で現在唯一の保存活用計画で、本地域計画との整合が望ましい。

**◆交通系 関連計画****柏市自転車総合計画**

担当課：交通政策課・自転車対策室，防災安全課，策定年：平成27（2015）年4月（平成29年（2017）11月改定）

期間：平成27～令和6（2015～24）年度

## 計画概要

自転車利用の多様な場面やニーズに総合的に対応するために、交通手段として自転車を利用する際の「はしる」「つかう」「とめる」「まもる」という4つの側面に着目し、これを計画策定の基本的な視点として、自転車利用における安全性、利便性、快適性の総合的な向上を目指すことを目的とした計画。

## 地域計画との関連概要

本方針の一つを自転車ネットワークの構築と効果的な仕様環境整備の推進とし、主要施策の一つである自転車ネットワークの利用環境整備の促進の主な取り組みに②レクリエーションネットワークの充実と効果的な活用を挙げ、「利根川や手賀沼周辺等では、身近に自然に親しむ良好な環境として、連続した走行が可能な長距離のサイクリングロードを多くの市民が利用している。今後、これらの充実とともに、大堀川や大津川等の河川空間、あけぼの山公園等の公園・緑地、観光資源や主要交通結節点等を結ぶ回遊ルートづくりを進め、本市の魅力にふれ、楽しみをより体感することのできる、レクリエーションネットワークの構築と効果的な活用を図るものとする。」とし、手賀沼周遊の強化を示している。

◆防災系 関連計画

柏市地域防災計画

担当課：防災安全課

期間：設定なし（令和4（2022）年3月修正）

計画概要

さまざまな災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市及び防災関係機関、市民が連携して、被害の軽減対策や災害発生時の対応、早期の復旧・復興方法などについて、あらかじめ定めておく計画。

地域計画との関連概要

災害発生時の文化財保護に対しては、生涯学習部が担当し1時間以内に「施設入館者等の避難誘導、火災等の出火防止」を行い、24時間以内に文化財の被害拡大防止措置にあたることを目標とする。また所有者（管理者）と協力して「1 人命救助・出火防止 災害発生時は、速やかに施設入館者等の避難、人命救助活動を優先して行うとともに、出火、消火、延焼防止等の対策をとる」、「2 文化財の被害拡大防止 文化財に被害が発生した場合は、その所有者（管理者）は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財は県教育委員会へ、市指定の文化財は教育委員会へ報告する。また、関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。」と活動方針を定める。

## 序-4. 本計画の期間と進捗管理

### （1）計画期間

地域計画の計画期間は、上位計画である総合計画の計画期間を考慮し、令和5～12（2023～30）年度までの8年間とする。

なお、令和8（2026）年度に上位計画の「第五次総合計画」から「第六次総合計画」へ移行するため、総合計画の内容変更による地域計画との整合性の確認、または、計画の進捗状況についての自己評価などの中間評価を令和7（2025）年度に行う。

また、令和13年（2031）に、前期基本計画から後期基本計画への移行があるため、地域計画においても自己評価を令和12（2030）年度に行い、総合計画との整合を図りながら、2次計画の作成に反映させる。

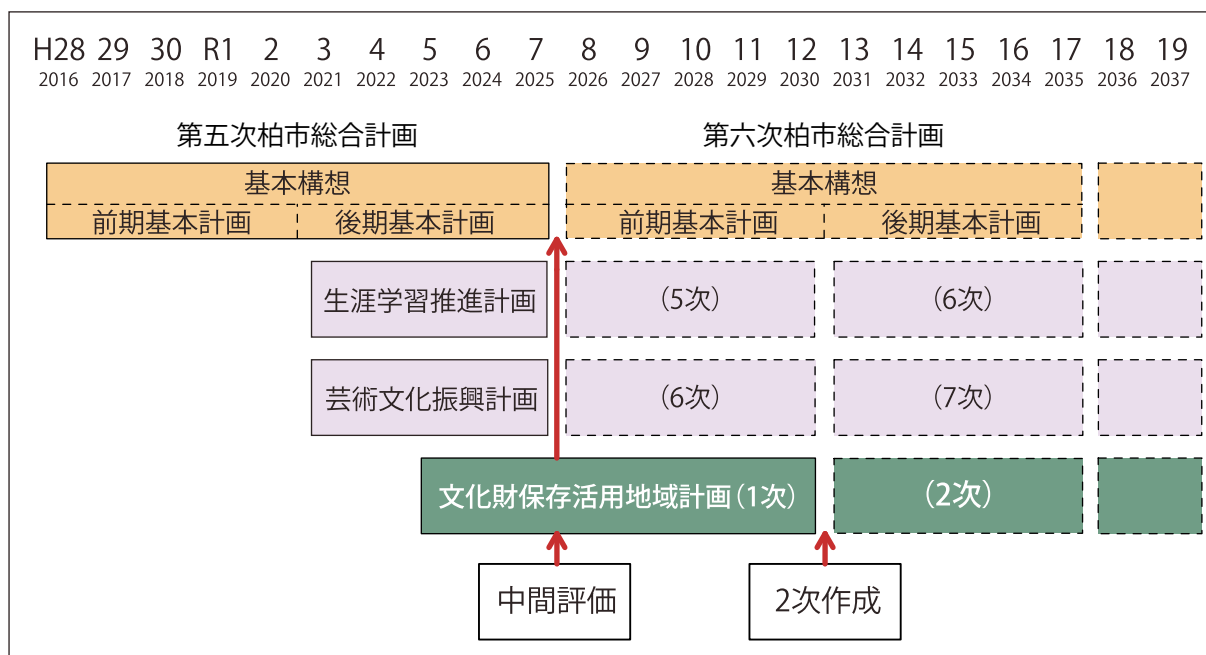


図 序-4：柏市文化財保存活用地域計画の計画期間

## (2) 計画の進捗管理と自己評価の方法

地域計画の確実な実施のため、令和7(2025)年度に以下の流れで、中間評価(自己評価)を実施する。

- ①計画の進捗状況の確認と、社会情勢の変化から、以後の計画期間における事業実施にむけた課題と方針の整理を行う。
- ②上位計画である「第六次柏市総合計画」との整合性を図る
- ③検証結果を、今後設置予定の(仮称)柏市文化財保存活用地域計画推進協議会に報告し、指導・助言・協議を踏まえて、必要に応じ修正作業を行う。
- ④計画の軽微な変更を行った場合は、変更内容について、千葉県を經由して文化庁へ情報提供をする。以下に掲載する変更を行った場合は、必要に応じて文化庁長官に変更の認定を受ける。

### 認定を受けた地域計画の変更、進捗管理・自己評価、認定の取消し等

認定を受けた地域計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定が必要である(法第183条の4)。軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- ・計画期間の変更
- ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

認定地域計画の計画期間が終了する際、地域計画の継続を希望する場合には、内容の見直しを行った上で、あらためて文化庁長官へ認定申請を行うことが必要である。

地域計画の着実な実施のため、適切に進捗管理を行うとともに、計画期間終了前の適当な時期に自己評価を行い、その結果を次期地域計画へ反映させることが望ましい。

認定基準に適合しなくなった認定地域計画については、認定基準に適合するよう文化庁から指導・助言を行いつつ状況の是正を図った上で、それでも改善が図られない場合には認定の取消しを行うことがある(法第183条の6及び第183条の7)。

(文化庁、令和5年(2023)3月、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」)

なお、第6章に示す措置の事業計画期間は、中間評価を挟み、令和5～7(2023～2025)年度を前期、令和8～12(2026～2030)年度を後期と設定する。

## 序-5. 計画作成の体制と流れ

計画の作成にあたっては、地方文化財保護審議会である柏市文化財保護委員会(以下、「審議会」という。)において主に文化財の専門的な見地から意見聴取を行った。また、文化財保存団体や文化財所有者、まちづくりや観光・商工に関する関係機関・庁内関係部署の長で構成する「柏市文化財保存活用地域計画作成協議会(以下「協議会」という。))を設置し、主に活用に関する事項について意見聴取を行った。また、協議会には文化財調査委員を置き、令和元(2019)年度上半期に、「歴史資料・古文書」、「史跡・考古資料」、「名勝・天然記念物」、「建造物・近代遺産」、「美術工芸品」、「無形文化財・民俗文化財」の6つの調査チームに分け事前把握業務を行った。下半期には、事前把握業務の結果に基づき、現状の把握と分析を行った上で、悉皆的な把握調査をおこなった(p14～p16表参照)。

令和2(2020)年度はコロナ禍の影響で先が読めない状況であったため、計画作成を一時中断した。令和3(2021)年度は、コロナ禍の影響を鑑み、以降の悉皆的な把握調査を断念することとした。また、住民対象ワークショップについても断念し、文化財所有者や市民活動団体、文化財を活用する関係団体等へのヒアリングに振り替えることとした。文化財所有者、関係団体、庁内関係部署のヒアリング及び、計画素案の作成をおこなった。令和4(2022)年度は、シンポジウムの開催、アンケートの実施、計画作成をおこなった。

柏市文化財保存活用地域計画作成協議会 ※職名は当時（途中変更のある場合は令和4（2022）年度の職名）

| 役職   | 氏名     | 職等   | 任期（年度）         |
|------|--------|--|----------------|
| 委員長  | 赤坂 信   | 千葉大学園芸学部名誉教授   | R1-R4（2019-22） |
| 委員   | 伊藤 敏行  | 元 東京都教育庁地域支援部管理課統括課長代理<br>元 文化庁埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する<br>調査研究委員会協力者委員 | R1-R4（2019-22） |
| 委員   | 新藤 浩伸  | 東京大学大学院教育学研究科准教授   | R1-R4（2019-22） |
| 委員   | 寺嶋 哲生  | 公益財団法人滴水軒記念文化振興財団理事長   | R1-R4（2019-22） |
| 副委員長 | 秋元 慶一  | 柏市観光協会会長   | R1-R4（2019-22） |
| 委員   | 小田山 博史 | 柏商工会議所会頭<br>篠籠田三匹獅子舞保存会副会長   | R1-R4（2019-22） |
| 委員   | 磯部 深雪  | 歴史懇話会「歴女子会」主宰  | R1-R4（2019-22） |
| 委員   | 大森 けい子 | 千葉県教育庁文化財課長  | R1-R2（2019-20） |
| 委員   | 田中 文昭  | 千葉県教育庁文化財課長  | R3-R4（2021-22） |
| 委員   | 金井 一喜  | 千葉県教育庁文化財課長  | R4（2022）       |
| 委員   | 稲荷田 修一 | 柏市企画部次長兼経営戦略課長   | R1-R4（2019-22） |
| 委員   | 小島 利夫  | 柏市商工振興課長   | R1（2019）       |
| 委員   | 北村 崇史  | 柏市経済産業部理事兼商工振興課長   | R1-R4（2019-22） |
| 委員   | 伊藤 浩之  | 柏市農政課長   | R1-R4（2019-22） |
| 委員   | 中村 亮   | 柏市経済産業部農政課長  | R4（2022）       |
| 委員   | 後藤 義明  | 柏市都市部次長兼都市計画課長   | R1-R2（2019-20） |
| 委員   | 松本 昌章  | 柏市都市計画課長   | R3-R4（2021-22） |
| 委員   | 長妻 克典  | 柏市都市部次長兼都市計画課長   | R4（2022）       |

文化庁アドバイザー：西村 幸夫 オブザーバー：菊池 健策 事務局：柏市教育委員会 文化課

柏市文化財保存活用地域計画協議会文化財調査委員（職等は調査実施時のもの）

| 番号 | 分野             | 氏名     | 職等                              |
|----|----------------|--------|---------------------------------|
| 1  | 歴史資料・古文書       | 椎名 宏雄  | 寺院住職（曹洞宗 龍泉院）柏市文化財保護委員会委員       |
| 2  | 史跡・考古資料        | 清藤 一順  | 八千代市立郷土博物館館長 柏市文化財保護委員会委員       |
| 3  | 名勝<br>天然記念物    | 藤井 英二郎 | 千葉大学名誉教授 筑波大学非常勤講師 柏市文化財保護委員会委員 |
| 4  |                | 吉岡 賢人  | 日本庭園学会会員 樹木医 吉岡緑地 代表            |
| 5  | 建造物<br>近代遺産    | 金出 ミチル | 東京藝術大学大学院非常勤講師 柏市文化財保護委員会委員     |
| 6  |                | 市原 徹   | 千葉市近現代を知る会 建築設計六葉社 代表取締役 一級建築士  |
| 7  | 美術工芸品          | 塩澤 寛樹  | 群馬県立女子大学教授柏市文化財保護委員会委員          |
| 8  | 無形文化財<br>民俗文化財 | 菊池 健策  | （独）東京文化財研究所客員研究員 柏市文化財保護委員会委員   |
| 9  |                | 松岡 薫   | 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所ジュニア・フェロー |
| 10 |                | 三津山 智香 | 国立歴史民俗博物館リサーチアシスタント             |
| 11 |                | 伊藤 純   | 川村学園女子大学文学部 日本文化学科講師            |
| 12 | 建造物            | 大木 稔   | 手賀沼の時を繋ぐ会 一級建築士                 |
| 13 | 建造物            | 石戸 正   | 手賀沼の時を繋ぐ会 沼南測量設計（株）代表取締役        |
| 14 | 建造物            | 渡邊 哲也  | 千葉県建築士会柏支部 株式会社工匠堂 一級建築士        |
| 15 | 建造物            | 松本 亜古  | 千葉県建築士会柏支部 あすなる設計事務所            |
| 16 | 建造物            | 中村 百嶺  | 国分寺文化財調査専門員                     |

| 番号 | 分野    | 氏名     | 職等                                  |
|----|-------|--------|-------------------------------------|
| 17 | 建造物   | 飯塚 真弓  | 千葉県建築士会柏支部 日・仏一級建築士                 |
| 18 | 美術工芸品 | 岡田 優奈  | 群馬県立女子大学 文学部美学美術史学科 1年              |
| 19 | 美術工芸品 | 梅澤 麗奈  | 群馬県立女子大学 文学部美学美術史学科 1年              |
| 20 | 美術工芸品 | 松澤 花   | 群馬県立女子大学 文学部美学美術史学科 1年              |
| 21 | 美術工芸品 | 萩原 空   | 群馬県立女子大学 文学部美学美術史学科 1年              |
| 22 | 建造物   | 上妻 みのり | 東京藝術大学大学院 文化財保存学専攻 保存修復建造物研究室 修士 1年 |
| 23 | 建造物   | 田原 花帆  | 東京藝術大学大学院 文化財保存学専攻 保存修復建造物研究室 修士 1年 |
| 24 | 建造物   | 大西 里佳  | 東京藝術大学大学院 文化財保存学専攻 保存修復建造物研究室 修士 1年 |

## 作成の流れ

| 年度           | 日程     | 会議等                      | 開催概要  |
|--------------|--------|--------------------------|---|
| 平成 30 (2018) | 10月15日 | 文化財保護委員会                 | ・計画概要説明   |
| 令和元 (2019)   | 5月27日  | 文化財保護委員会                 | ・事前把握業務説明   |
|              | 6月5日   | 第1回作成協議会                 | ・計画の概要<br>・協議会における調査員の設置  |
|              | 11月11日 | 文化財保護委員会                 | ・事前把握業務結果報告、悉皆調査計画  |
|              | 11月27日 | 第2回作成協議会                 | ・上半期の事前把握調査及び今後の調査方針<br>・行政計画や関連事業との連携<br>・シンポジウム及びワークショップ(案)     |
|              | 3月24日  | 第3回作成協議会                 | ・令和元年度調査報告 ・計画骨子の方針<br>・行政計画や関連事業との連携<br>・シンポジウム及びワークショップ(案)      |
| 令和3 (2021)   | 7月     | 庁内関係部署ヒアリング              |   |
|              | 7月～2月  | 文化財関係者ヒアリング              |   |
|              | 8月中旬   | 第4回作成協議会<br>(書面開催, 意見徴収) | ・行政計画及び部門計画との位置付け, 庁内関係部署連携<br>・文化財関係者からのヒアリング, 民間団体との連携          |
|              | 10月25日 | 文化財保護委員会                 | ・柏市の歴史文化の特徴   |
|              | 1月28日  | 第5回作成協議会<br>(オンライン)      | ・文化財関係者ヒアリング結果<br>・柏市の文化財の概要と特徴<br>・柏の文化財の現状・課題・措置<br>・シンポジウム開催方針 |
|              | 3月3日   | 文化庁との協議                  |   |
| 令和4 (2022)   | 4月26日  | 第6回作成協議会<br>(オンライン)      | ・文化財関係者ヒアリング結果<br>・計画案  |
|              | 5月16日  | 文化財保護委員会                 | ・シンポジウム開催   |
|              | 6月6日   | 文化庁との協議                  |   |
|              | 8月10日  | 文化庁との協議                  |   |
|              | 8月21日  | シンポジウム                   | ・基調講演<br>・計画(素案)説明<br>・記念公演 逆井囃子<br>・団体活動発表・交流会<br>・アンケート実施       |
|              | 10月14日 | 文化庁との協議                  |   |
|              | 11月4日  | 第7回作成協議会                 | ・シンポジウム開催報告<br>・シンポジウムアンケート結果<br>・計画案                             |
|              | 12月26日 | 文化庁との協議                  |   |
|              | 1月26日  | 第8回作成協議会                 | ・計画案の最終確認   |
|              | 1月30日  | 文化財保護委員会                 | ・計画案の最終確認   |

## 事前把握調査・把握調査日程

| 分類                  | 調査種別   | 年度         | 日程  |
|---------------------|--------|------------|---|
| 有形文化財<br>(建造物)      | 事前把握調査 | 令和元年(2019) | 7/5・22, 9/19, 10/8  |
|                     | 把握調査   | 令和元年(2019) | 10/25, 11/1・5・6・8・20・21・29, 12/6・12・13・20・27<br>1/9・10・15・16・19・21・22・23・27・29・30,<br>2/3・5・6・7・13・14・18, 3/3・4・5・9・10・11・12・17・18・19・25・26 |
| 有形文化財<br>(美術工芸品)    | 把握調査   | 令和元年(2019) | 11/30, 12/7, 1/17, 2/6・13・17, 3/2   |
| 民俗文化財<br>(無形の民俗文化財) | 事前把握調査 | 令和元年(2019) | 7/3・10・12, 8/29, 9/4・19・26, 10/16・30・31, 11/5   |
|                     | 把握調査   | 令和元年(2019) | 7/8・15, 8/15・16, 9/18, 10/5・19, 11/28,<br>12/26, 2/17・21・22, 3/2・11   |
| 記念物(遺跡)             | 事前把握調査 | 令和元年(2019) | 10/15・11/5  |
|                     | 把握調査   | 令和元年(2019) | 2/13  |
| 記念物(動物・植物・地質鉱物)     | 把握調査   | 令和元年(2019) | 11/15, 12/2・3・17・18・19・20・27, 1/14・22, 2/5・12・14・27   |

## 柏市文化財保護委員会委員(令和4年(2022)4月1日現在)

| 役職 | 氏名    | 職等   | 専門分野            | 任期(年度)          |
|----|-------|--|-----------------|-----------------|
| 委員 | 椎名 宏雄 | 寺院住職(曹洞宗 龍泉院)                              | 宗教学(仏教学)        | H30-R1(2018-19) |
| 委員 | 清藤 一順 | 八千代市立郷土博物館館長<br>柏市史編さん委員会委員                | 考古学(縄文)         | H30-R1(2018-19) |
| 委員 | 中村 文美 | 東京藝術大学建築科非常勤講師<br>特定非営利活動法人たいとう歴史都市研究会副理事長 | 文化財保存学(建造物)     | H30-R1(2018-19) |
| 委員 | 藤井英二郎 | 千葉大学名誉教授, 筑波大学非常勤講師<br>旧吉田家住宅歴史公園運営委員      | 名勝・天然記念物(環境造園学) | H30-R5(2018-22) |
| 委員 | 倉田恵津子 | 聖徳大学非常勤講師<br>白井市郷土資料館運営協議会委員               | 考古学(縄文・中世板碑)    | H30-R5(2018-22) |
| 委員 | 萩原 法子 | 元文化庁文化審議会専門委員<br>元了徳寺大学非常勤講師               | 民俗学             | H30-R5(2018-22) |
| 委員 | 金出ミチル | 東京藝術大学大学院非常勤講師                             | 文化財保存学(建造物)     | H30-R5(2018-22) |
| 委員 | 井上 哲朗 | 公益財団法人千葉県教育振興財団<br>上席文化財主事                 | 考古学(中世)         | H30-R5(2018-22) |
| 委員 | 塩澤 寛樹 | 群馬県立女子大学教授                                 | 仏教彫刻史           | H30-R5(2018-22) |
| 委員 | 菊池 健策 | 独立行政法人国立文化財機構<br>東京文化財研究所客員研究員             | 民俗学             | H30-R5(2018-22) |
| 委員 | 石神 裕之 | 京都芸術大学教授                                   | 考古学・文化資源学       | R2-R5(2020-23)  |
| 委員 | 西野 雅人 | 千葉市教育委員会<br>埋蔵文化財調査センター所長                  | 考古学             | R2-R5(2020-23)  |